

novas WiMAX サービス契約約款

第3版

平成 29 年 7 月 1 日

株式会社シンセイコーポレーション

第1章 総則	5
第1条 約款の適用	5
第2条 約款の変更	5
第3条 約款の掲示	5
第4条 用語の定義	5
第2章 novas WiMAX サービス の種類	8
第4条の2 novas WiMAX サービス の種類	8
novas WiMAX サービス の種類には、次の種類があります。	8
第3章 会員契約	9
第5条 会員契約の単位	9
第6条 会員契約申込みの方法	9
第7条 会員契約申込みの承諾	9
第8条 契約者回線の追加	9
第9条 novas WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出	9
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	10
第11条 novas WiMAX 契約者の地位の承継	10
第12条 novas WiMAX 契約者が行う会員契約の解除	10
第13条 当社が行う会員契約の解除	10
第14条 会員契約の終了	10
第4章 料金契約	11
第14条の2 契約の種別	11
第15条 料金契約の単位	11
第16条 料金契約申込みの方法	11
第16条の2 利用可能な novas WiMAX サービス の種類	11
第17条 料金契約申込みの承諾	11
第18条 削除	11
第19条 novas WiMAX サービス の利用の一時中断	11
第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	11
第21条 novas WiMAX 契約者が行う料金契約の解除	11
第22条 当社が行う料金契約の解除	11
第22条の2 料金契約の終了	12
第23条 書面解除の取扱い	12
第5章 オプション機能	13
第23条の2 オプション機能の提供	13
第23条の3 novas WiMAX サービス の利用の一時中断があった場合の取扱い	13
第23条の4 削除	13
第6章 無線機器の利用	14
第1節 U I Mカードの貸与等	14
第23条の5 U I Mカードの貸与	14
第23条の6 電話番号その他の情報の登録等	14
第23条の7 U I Mカードの情報消去及び破棄	14
第23条の8 U I Mカードの管理責任	14
第23条の9 U I Mカード暗証番号	14
第2節 削除	14
第24条 削除	14
第24条の2 削除	14
第24条の3 削除	14
第3節 W i M A X 2 +機器の接続等	15
第25条 W i M A X 2 +機器の接続	15
第4節 無線機器の検査等	15

第26条	無線機器に異常がある場合等の検査	15
第27条	無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	15
第28条	無線機器の電波法に基づく検査	15
第29条	削除	16
第30条	削除	16
第31条	削除	16
第32条	削除	16
第33条	削除	16
第7章	利用中止及び利用停止	17
第34条	利用中止	17
第35条	利用停止	17
第8章	通信	18
第36条	インターネット接続サービスの利用	18
第37条	通信の条件	18
第38条	通信利用の制限	18
第38条の2	同上	20
第38条の3	同上	20
第38条の4	同上	20
第9章	料金等	21
第1節	料金及び工事に関する費用	21
第39条	料金及び工事に関する費用	21
第2節	料金等の支払義務	21
第40条	基本使用料の支払義務	21
第41条	基本使用料の日割り	21
第41条の2	削除	21
第41条の3	削除	21
第42条	削除	21
第42条の2	削除	21
第42条の3	LTEオプション料の支払義務	22
第42条の4	ユニバーサルサービス料の支払義務	22
第43条	手続きに関する料金の支払義務	22
第43条の2	削除	22
第43条の3	削除	22
第43条の4	グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務	22
第44条	窓口支払手数料の支払義務	22
第45条	督促手数料の支払義務	22
第46条	工事費の支払義務	22
第3節	料金等の計算及び支払い	23
第47条	料金の計算方法等	23
第48条	債権の譲渡	23
第49条	債権の買い戻し	23
第49条の2	料金等の請求	23
第50条	料金等の支払い	23
第51条	料金の一括後払い	24
第52条	料金等の臨時減免	24
第53条	期限の利益喪失	24
第4節	預託金	24
第54条	預託金	24
第55条	買い戻しによる預託金の充当	25
第5節	割増金及び延滞利息	25

第56条 割増金.....	25
第57条 延滞利息.....	25
第6節 端数処理.....	25
第58条 端数処理.....	25
第10章 保守.....	26
第59条 当社の維持責任.....	26
第60条 novas WiMAX 契約者の維持責任.....	26
第61条 novas WiMAX 契約者の切分責任.....	26
第62条 修理又は復旧.....	26
第11章 損害賠償.....	27
第63条 責任の制限.....	27
第64条 免責.....	27
第12章 付随サービス.....	28
第65条 請求書の発行.....	28
第66条 削除.....	28
第13章 雑則.....	29
第67条 承諾の限界.....	29
第67条の2 無線事業における利用の禁止.....	29
第68条 利用に係る novas WiMAX 契約者の義務.....	29
第69条 他の電気通信事業者への通知.....	29
第69条の2 削除.....	29
第70条 novas WiMAX 契約者に係る情報の利用.....	29
第70条の2 公衆無線LANサービスの認証.....	30
第70条の3 認定機器以外の無線機器の扱い.....	30
第71条 検査等のためのWiMAX機器の持込み.....	30
第72条 合意管轄裁判所.....	30
第73条 準拠法.....	30

第1章 総則

第1条 約款の適用

株式会社シンセイコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、この novas WiMAX サービス 契約約款（以下「この約款」といいます。）により novas WiMAX サービス を提供します。

第2条 約款の変更

- 1 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申し出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

第3条 約款の掲示

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

第4条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、novas WiMAX サービス に係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備
10 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
11 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備

1 2 W i - F i 基地局設備	無線設備規則第 4 9 条の 2 0 に定める条件に適合する無線基地局設備
1 3 W i M A X 機器	W i M A X 基地局設備と通信する機能を有する無線機器 (W i M A X 2 + 基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。)
1 4 W i M A X 2 + 機器	W i M A X 2 + 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
1 5 W i - F i 機器	W i - F i 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
1 6 novas WiMAX 通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
1 7 novas WiMAX サービス	novas WiMAX 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と novas WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供す
1 8 契約者回線	無線基地局設備と novas WiMAX 契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
1 9 W i M A X 回線	無線設備規則第 4 9 条の 2 8 に定める条件に適合する電波を用いて W i M A X 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
2 0 W i M A X 2 + 回線	無線設備規則第 4 9 条の 2 9 に定める条件に適合する電波を用いて W i M A X 2 + 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
2 1 L T E 回線	無線設備規則第 4 9 条の 6 の 9 に定める条件に適合する電波を用いて L T E 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
2 2 W i - F i 回線	W i - F i 基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
2 3 サービス取扱所	(1) novas WiMAX サービス に関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により novas WiMAX サービス に関する契
2 4 会員契約	この約款に基づき当社から novas WiMAX サービス の提供を受ける資格を得るための契約
2 5 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
2 6 通常料金契約	通常の料金契約
2 7 削除	削除
2 8 novas WiMAX 契約者	当社と会員契約を締結している者
2 9 M A C アドレス	W i M A X 機器ごとに定められている固有の番号
3 0 認証情報	novas WiMAX サービス の提供に際して novas WiMAX 契約者を識別するための情報であって、 W i M A X 機器の認証に使用するもの
3 1 U I M カード	電話番号その他の情報を記憶して W i M A X 2 + 機器に装着して使用する I C カードであって、 novas WiMAX サービス の提供のために当社が novas WiMAX 契約者に貸与するもの
3 2 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (novas WiMAX 通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は novas WiMAX 契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)

33 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
34 提携事業者	UQコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
35 セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
36 グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
37 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
38 WiMAX通信	WiMAX回線により行われる通信
39 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
40 LTE通信	LTE回線により行われる通信
41 ノーリミットモード	利用可能な通信をWiMAX通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
42 ハイスピードモード	利用可能な通信をWiMAX通信及びWiMAX2+通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
43 ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をWiMAX2+通信及びLTE通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
44 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 novas WiMAX サービスの種類

第4条の2 novas WiMAX サービスの種類

novas WiMAX サービスの種類には、次の種類があります。

種類	内容
WiMAX 2+サービス	当社が無線基地局設備と novas WiMAX 契約者が指定する WiMAX 2+機器(その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する novas WiMAX サービス

第3章 会員契約

第5条 会員契約の単位

当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、novas WiMAX 契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

第6条 会員契約申込みの方法

1 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその novas WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（novas WiMAX 通信網等を経由して、当社が定める契約事項をその novas WiMAX サービス の契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

第7条 会員契約申込みの承諾

1 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1） 会員契約の申込みをした者が novas WiMAX サービス に係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2） 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

（3） 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。

（4） 会員契約の申込みをした者が、第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、novas WiMAX サービス の利用を停止されたことがある又は novas WiMAX サービス に係る契約の解除を受けたことがあるとき。

（5） 第67条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

（6） 第68条（利用に係る novas WiMAX 契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（7） その他当社が承諾しないと判断したとき。

第8条 契約者回線の追加

novas WiMAX 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

第9条 novas WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出

1 novas WiMAX 契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに novas WiMAX サービス の契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 novas WiMAX 契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社又は料金回収会社（別記2に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がその novas WiMAX 契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達

すべき時にその novas WiMAX 契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

4 novas WiMAX 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5 前2項の場合において、当社又は料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

6 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、この約款の規定により novas WiMAX 契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止

novas WiMAX 契約者が会員契約に基づいて novas WiMAX サービス の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第11条 novas WiMAX 契約者の地位の承継

1 相続又は法人の合併若しくは分割により novas WiMAX 契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その novas WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 novas WiMAX 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条（novas WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第12条 novas WiMAX 契約者が行う会員契約の解除

novas WiMAX 契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその novas WiMAX サービス の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第13条 当社が行う会員契約の解除

1 当社は、第35条（利用停止）の規定により novas WiMAX サービス の利用を停止された novas WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、novas WiMAX 契約者が第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、novas WiMAX サービス の利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、novas WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめ novas WiMAX 契約者にそのことを通知します。

第14条 会員契約の終了

会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第4章 料金契約

第14条の2 契約の種別

(1) 通常料金契約

第15条 料金契約の単位

当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

第16条 料金契約申込みの方法

1 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とその novas WiMAX サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

第16条の2 利用可能な novas WiMAX サービス の種類

1 当社は、料金契約の種別に応じて、それぞれ下表の右欄に定める novas WiMAX サービスを提供します。

料金契約の種別	利用可能な novas WiMAX サービス の種類
通常料金契約	WiMAX 2+サービス

2 通常料金契約の申込みをする者は、その申込みに際して novas WiMAX サービス の種類を決定していただきます。

3 novas WiMAX サービス の種類は、変更することができません。

第17条 料金契約申込みの承諾

当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第18条 削除

第19条 novas WiMAX サービス の利用の一時中断

当社は、novas WiMAX 契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係る novas WiMAX サービス の利用の一時中断（その請求のあった novas WiMAX サービス を一時的に 利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第20条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止

novas WiMAX 契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第21条 novas WiMAX 契約者が行う料金契約の解除

novas WiMAX 契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめその novas WiMAX サービス の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第22条 当社が行う料金契約の解除

1 当社は、第35条（利用停止）の規定により novas WiMAX サービス の利用を停止され

た novas WiMAX 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、novas WiMAX 契約者が第35条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、novas WiMAX サービス の利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、novas WiMAX 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめ novas WiMAX 契約者にそのことを通知します。

第22条の2 料金契約の終了

1 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

第23条 書面解除の取扱い

1 novas WiMAX 契約者は、新たな通常料金契約（以下「新規契約」といいます。）又は既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約（以下「変更契約」といい、新規契約と併せて「対象契約」といいます。）を締結したときは、事業法施行規則第22条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、その契約書面（事業法第26条の2第1項の規定に基づき当社が novas WiMAX 契約者に交付する書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を受領した日又は契約者回線の提供を開始した日（変更契約にあっては、その効力を発した日とします。）のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間に、当社に対して書面（はがき又は封書その他の紙媒体であって、対象契約を特定するために必要な情報が記載されたものに限り。）を発した場合に限り、事業法第26条の3の規定に基づき対象契約の解除（以下「書面解除」といいます。）を行うことができます。この場合、その書面の発送等に要する費用は、novas WiMAX 契約者に負担していただきます。

2 書面解除は、novas WiMAX 契約者が前項の書面を発した時に効力を生ずるものとします。

3 novas WiMAX 契約者は、新規契約の書面解除を行ったときは、その解除までに提供された novas WiMAX サービスの料金（事業法施行規則第22条の2の9第1号の規定に基づき算定した額とします。）及び登録料以外の料金等の支払いを要しません。

4 当社は、変更契約の書面解除があったときは、速やかにその novas WiMAX サービスを変更前の状態に復するものとします。この場合、novas WiMAX 契約者は、その変更契約が効力を発した日に遡って、変更前の契約に基づき算出した料金その他の債務の支払いを要します。

5 novas WiMAX 契約者は、第3項の規定に基づき支払いを要する額について、支払期日を経過してもなお支払いがないときには、第57条（延滞利息）の規定にかかわらず、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第5章 オプション機能

第23条の2 オプション機能の提供

当社は、novas WiMAX 契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、novas WiMAX 契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

第23条の3 novas WiMAX サービス の利用の一時中断があった場合の取扱い

当社は、novas WiMAX サービス の利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第23条の4 削除

第6章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

第23条の5 UIMカードの貸与

1 当社は、WiMAX 2+サービスの提供に際して、novas WiMAX 契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをnovas WiMAX 契約者に通知します。

第23条の6 電話番号その他の情報の登録等

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

第23条の7 UIMカードの情報消去及び破棄

novas WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、novas WiMAX 契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

第23条の8 UIMカードの管理責任

1 novas WiMAX 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 novas WiMAX 契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、novas WiMAX 契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているnovas WiMAX 契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第23条の9 UIMカード暗証番号

1 novas WiMAX 契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号（そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けているnovas WiMAX 契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのnovas WiMAX 契約者が登録を行ったものとみなします。

2 novas WiMAX 契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 削除

第24条 削除

第24条の2 削除

第24条の3 削除

第3節 WiMAX 2+機器の接続等

第25条 WiMAX 2+機器の接続

1 WiMAX 2+機器の接続 novas WiMAX 契約者は、WiMAX 2+サービスに係る契約者回線にWiMAX 2+機器（UQコミュニケーションズ株式会社及び提携事業者に付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX 2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

（1）その接続が技術基準等に適合しないとき。

（2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

（1）事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

（2）事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 novas WiMAX 契約者が、そのWiMAX 2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 novas WiMAX 契約者は、その契約者回線へのWiMAX 2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 無線機器の検査等

第26条 無線機器に異常がある場合等の検査

1 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、novas WiMAX 契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、novas WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 novas WiMAX 契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第27条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

1 novas WiMAX 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、novas WiMAX 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 novas WiMAX 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第28条 無線機器の電波法に基づく検査

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとし、

第 2 9 条 削除
第 3 0 条 削除
第 3 1 条 削除
第 3 2 条 削除
第 3 3 条 削除

第7章 利用中止及び利用停止

第34条 利用中止

- 1 当社は、次の場合には、novas WiMAX サービス の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第38条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により novas WiMAX サービス の利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその novas WiMAX 契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第35条 利用停止

- 1 当社は、novas WiMAX 契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（novas WiMAX サービス の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が novas WiMAX 契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、その novas WiMAX サービス の利用を停止することがあります。
 - (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
 - (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限りません。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (3) novas WiMAX サービス に係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (4) 第9条（novas WiMAX 契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。
 - (5) novas WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の novas WiMAX サービスに係る料金その他の債務又は novas WiMAX 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (6) novas WiMAX 契約者がその novas WiMAX サービス 又は当社と契約を締結している他の novas WiMAX サービス の利用において第68条（利用に係る novas WiMAX 契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (7) 第26条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
 - (8) 第27条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第28条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (9) 第54条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
 - (10) 第67条の2（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により novas WiMAX サービス の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその novas WiMAX 契約者に通知します。ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第8章 通信

第36条 インターネット接続サービスの利用

1 novas WiMAX 契約者は、インターネット接続サービス（novas WiMAX サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第37条 通信の条件

1 当社は、novas WiMAX サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲示するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 novas WiMAX サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 novas WiMAX サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 novas WiMAX 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 novas WiMAX 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、novas WiMAX サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

第38条 通信利用の制限

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記3の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第38条の2 同上

当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符合が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。

(2) 削除

(3) 削除

(4) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。

(5) WiMAX2+通信及びLTE通信について、1料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします。）が7,516,192,768バイト（7ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること（以下「WiMAX2+総量規制」といいます。）。

(6) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がnovas WiMAXサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第38条の3 同上

当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第38条の4 同上

当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第39条 料金及び工事に関する費用

novas WiMAX サービスの料金は、料金表第1表（novas WiMAX サービスに関する料金）に規定する基本使用料、契約解除料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 novas WiMAX サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

第40条 基本使用料の支払義務

1 novas WiMAX 契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から通常料金契約の解除があった日（以下「提供終了日」といいます。）の前日までの期間（提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日）について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により novas WiMAX サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

（1） novas WiMAX 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（2） novas WiMAX 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

（3） 前2号の規定によるほか、novas WiMAX 契約者は、novas WiMAX サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 当社は未納料金の集金を債権回収機関（弁護士、債権回収業者等）に委託、譲渡する場合がございます。委託、譲渡後であっても支払い状況等の情報は取得します。

第41条 基本使用料の日割り

当社は、基本使用料を日割りせず、次のように請求します。

（1）提供開始日がいずれの日であっても、提供開始日を含む料金月の基本使用料は無料とします。

（2）提供終了日がいずれの日であっても、提供終了日を含む料金月の基本使用料は満額を請求します。

第41条の2 削除

第41条の3 削除

第42条 削除

第42条の2 削除

第42条の3 LTEオプション料の支払義務

novas WiMAX 契約者は、WiMAX 2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6（LTEオプション料）に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

第42条の4 ユニバーサルサービス料の支払義務

1 novas WiMAX 契約者は、料金月の末日が経過した時点でWiMAX 2+サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 novas WiMAX 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

第43条 手続きに関する料金の支払義務

novas WiMAX 契約者は、novas WiMAX サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第8（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第43条の2 削除

第43条の3 削除

第43条の4 グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務

1 novas WiMAX 契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションが適用された料金月について、料金表第1表第11（グローバルIPアドレスオプション利用料）に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、novas WiMAX 契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態（その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

第44条 窓口支払手数料の支払義務

novas WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が払込票（当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。）を発行したときは、料金表第1表第12（窓口支払手数料）に規定する窓口支払手数料の支払いを要します。

第45条 督促手数料の支払義務

novas WiMAX 契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第13（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

第46条 工事費の支払義務

1 novas WiMAX 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。ただし、その工事の着手前にその契約の解

除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、novas WiMAX 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

第47条 料金の計算方法等

1 当社は、novas WiMAX 契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、LTE オプション料、ユニバーサルサービス料、及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 この約款により novas WiMAX 契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

第48条 債権の譲渡

1 novas WiMAX 契約者は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。

2 前項の譲渡に関して、novas WiMAX 契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。

（1）novas WiMAX契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。

（2）料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、novas WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第49条 債権の買い戻し

1 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

2 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、novas WiMAX 契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第49条の2 料金等の請求

当社及び料金回収会社は、第65条（請求書の発行）に規定する場合その他当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第50条 料金等の支払い

1 novas WiMAX 契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ別記6に規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。

2 novas WiMAX 契約者は、通常料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

3 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

4 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、銀行振込での支払いを求めること、あるいは払込票を発行することがあります。この場合において、novas WiMAX 契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、当社が

指定した銀行口座へ、あるいはその払込票を使用して料金等を支払っていただきます。

(1) クレジットカードが使用不能であることを当社が知ったとき。

5 前項の場合において、その該当した支払方法が変更されない限り、それ以降も銀行振込での支払い要求あるいは払込票の発行を継続するものとし、novas WiMAX 契約者は、銀行振込あるいはその払込票を使用して料金等を支払っていただくことがあります。

6 novas WiMAX 契約者は、第48条（債権の譲渡）の規定により譲渡した債権について、料金回収会社が前5項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第51条 料金の一括後払い

当社は、当社に特別な事情がある場合は、novas WiMAX 契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第52条 料金等の臨時減免

1 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

第53条 期限の利益喪失

1 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、novas WiMAX 契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) novas WiMAX 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) novas WiMAX 契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) novas WiMAX 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) novas WiMAX 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) novas WiMAX 契約者の所在が不明であるとき。

(6) novas WiMAX 契約者が預託金を預け入れないとき。

(7) その他 novas WiMAX 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2 novas WiMAX 契約者は、前項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに novas WiMAX サービス の契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第4節 預託金

第54条 預託金

novas WiMAX 契約者は、次の場合には、novas WiMAX サービス の利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

(1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。

(2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。

(3) 第35条（利用停止）第1項第2号又は第5号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。

2 預託金の額は、1料金契約あたり10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約

に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、novas WiMAX 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第55条 買い戻しによる預託金の充当

当社は、料金回収会社が請求した料金その他の債務について、novas WiMAX 契約者が支払期日を経過してもなお支払わなかった場合であって、その novas WiMAX 契約者が当社に預託金を預け入れているときは、その債権（その額が預託金よりも大きいときは、預託金と同額分とします。）を料金回収会社から買い戻し、その額に預託金を充当することがあります。

第5節 割増金及び延滞利息

第56条 割増金

novas WiMAX 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第57条 延滞利息

novas WiMAX 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 端数処理

第58条 端数処理

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第10章 保守

第59条 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

第60条 novas WiMAX 契約者の維持責任

- 1 novas WiMAX 契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、novas WiMAX 契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第61条 novas WiMAX 契約者の切分責任

novas WiMAX 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

第62条 修理又は復旧

当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第 1 1 章 損害賠償

第 6 3 条 責任の制限

1 当社は、通常料金契約に基づき **novas WiMAX** サービス を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、一定期間以上連続したときに限り、その **novas WiMAX** 契約者の損害を賠償することがあります。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した期間について、その **novas WiMAX** サービスに係る次の料金から一定額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償することがあります。

（1）料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する料金

第 6 4 条 免責

1 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、**novas WiMAX** サービス に係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、**novas WiMAX** 契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は 装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第12章 付随サービス

第65条 請求書の発行

1 当社は、novas WiMAX 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、書面により請求書（novas WiMAX 契約者が通常料金契約に基づき支払いを要する額を記載したものに限り、）を発行します。

ただし、その novas WiMAX 契約者が通常料金契約を締結していない場合又は通常料金契約に係る料金等の支払方法としてクレジットカード決済を指定している場合は、この限りではありません。

2 novas WiMAX 契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付随サービスに関する料金等）に規定する手数料の支払いを要します。

第66条 削除

第13章 雑則

第67条 承諾の限界

当社は、novas WiMAX 契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第67条の2 無線事業における利用の禁止

novas WiMAX 契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

第68条 利用に係る novas WiMAX 契約者の義務

1 novas WiMAX 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 契約者機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は契約者機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が契約者機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で novas WiMAX サービス を利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記4に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 novas WiMAX 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第69条 他の電気通信事業者への通知

novas WiMAX 契約者は、第12条（novas WiMAX 契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記5に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（novas WiMAX 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第69条の2 削除

第70条 novas WiMAX 契約者に係る情報の利用

当社は、novas WiMAX 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（novas WiMAX 契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、novas WiMAX サービス の提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第70条の2 公衆無線LANサービスの認証

1 WiMAX 2+サービスを利用している novas WiMAX 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi 提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づき novas WiMAX 契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi 提携事業者から当社へその novas WiMAX 契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第70条の3 認定機器以外の無線機器の扱い

novas WiMAX 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

第71条 検査等のためのWiMAX機器の持込み

novas WiMAX 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

（1）第24条（WiMAX機器の接続）から第28条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。

（2）その他当社が必要と認めるとき。

第72条 合意管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第73条 準拠法

この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 novas WiMAX サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第40条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用		
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、novas WiMAX サービスの種類に応じて、次の料金種別があります。	
	基本使用料の料金種別	
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（2年）	
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（3年）	
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（期間条件なし）	
	novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（2年）	
	novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（3年）	
novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（期間条件なし）		
(2) novas WiMAX 2+ 定額プラン（2年）又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（2年）の取扱い	イ novas WiMAX 契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。	
	ウ novas WiMAX 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。	
	ただし、novas WiMAX 2+ 定額（期間条件なし）又は novas WiMAX 2+ ギガ放題（期間条件なし）を変更元又は変更先とする料金種別の変更を申し込むことはできません。	
	エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。	
	ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。	
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（2年）、novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（2年）、novas WiMAX 2+ 定額プラン（3年）又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（3年）（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）	
	は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。	
	区分	適用月数
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（2年）、又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（2年）に係るもの	24 料金月
	novas WiMAX 2+ 定額プラン（3年）、又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン（3年）に係るもの	36 料金月
イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）		

す。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。
 ウ novas WiMAX 契約者は、本プランの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。

(ア) プラン解除料

1 通常料金契約ごとに

区分		料金額(税抜)
novas WiMAX 2+ 定額プラン (2年)、又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン (2年) に係るもの	サービス利用開始月	19,000円
	1年目 (1ヶ月目～12ヶ月目)	19,000円
	2年目 (13ヶ月目～24ヶ月目)	14,000円
	3年目以降 (26ヶ月目～)	9,500円
novas WiMAX 2+ 定額プラン (3年)、又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン (3年) に係るもの	サービス利用開始月	19,000円
	1年目 (1ヶ月目～12ヶ月目)	19,000円
	2年目 (13ヶ月目～24ヶ月目)	14,000円
	3年目 (25ヶ月目～36ヶ月目)	9,500円
	4年目以降 (38ヶ月目～)	9,500円

(イ) 適用除外要件

- ① 満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。
- ② 更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。
- ③ 別記7においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。

エ 基本使用料の料金種別の変更により本プランの適用を開始した場合であって、別記8においてその変更時に適用期間を引き継ぐ旨が定められているときは、その変更後の料金種別に係る最初の適用期間は、アの定めにかかわらず、その変更前の料金種別に設定されていた満了月をもって満了します。

(3) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等

ア novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン (2年)、novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン (3年) 又は novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン (期間条件なし) 以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX 2+通信に係る情報量を、第38条の2 (通信利用の制限) 第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。
 イ 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX 2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX 2+通信の伝送速度を制限する場合があります。

2 料金額

WiMAX 2+サービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額(税抜)
novas WiMAX 2+ 定額プラン (2年)	4,196円
novas WiMAX 2+ 定額プラン (3年)	4,196円
novas WiMAX 2+ 定額 (期間条件なし)	5,196円
novas WiMAX 2+ ギガ放題 (2年)	4,880円
novas WiMAX 2+ ギガ放題 (3年)	4,880円
novas WiMAX 2+ ギガ放題 (期間条件なし)	5,880円

第2 削除

第3 削除

第4 削除

第5 削除

第6 LTEオプション料

1 適用

LTEオプション料の適用については、第42条の3（LTEオプション料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEオプション料の適用	
(1) 適用除外	novas WiMAX 契約者は novas WiMAX 2+ 定額プラン (3年) 又は novas WiMAX 2+ ギガ放題 (3年) の適用を受けている契約者回線については、その適用期間（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。）におけるLTEオプション料の支払いを要しません。

2 料金額

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額(税抜)
LTEオプション料	1,005円

第7 ユニバーサルサービス料

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額(税抜)
ユニバーサルサービス料	一般社団法人電気事業者協会が算出・算定したユニバーサルサービス料金に対して、総務大臣が認可をした単価

第8 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第43条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用							
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>UIMカード再発行手数料</td> <td>UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区分	内容					
登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						
UIMカード再発行手数料	UIMカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなUIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金						

2 料金額

区分	単位	料金額(税抜)
登録料	1 通常料金契約ごとに	3,000円
UIMカード再発行手数料	1 枚ごとに	2,000円

第9 削除

第10 削除

第11 グローバルIPアドレスオプション利用料

1 通常料金契約ごとに月額

区分	料金額(税抜)
グローバルIPアドレスオプション利用料	96円

第12 削除

第13 削除

第2表 工事費

区分	料金額(税抜)
工事費	別に算定する実費

第3表 付随サービスに関する料金等

第1 削除

第2 削除

別表 オプション機能

種類	提供条件	
グローバルIPアドレスオプション	novas WiMAX 契約者が指定した通常料金契約で使用されるWiMAX機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 416 564 725">備考</td> <td data-bbox="564 416 1378 725"> <p>(1) 本機能は、WiMAX2+サービスに限り提供しません。</p> <p>(2) WiMAX2+サービスを利用している novas WiMAX 契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> </td> </tr> </table>	備考
備考	<p>(1) 本機能は、WiMAX2+サービスに限り提供しません。</p> <p>(2) WiMAX2+サービスを利用している novas WiMAX 契約者は、当社が別に定める接続先（以下「特定APN」といいます。）を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 債権譲渡先となる料金回収会社

料金回収会社
株式会社ゼウス

3 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

4 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字 又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為 又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

5 novas WiMAX 契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、株式会社エディオンコミュニケーションズ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄バリューイネイプラー株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDD I 株式会社、株式会社サジェスタム、ソフトバンク株式会社、トーンモバイル株式会社、日本通信株式会社、ニフティ株式会社、株式会社ノジマ、東日本旅客鉄道株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、株式会社ヤマダ電機、楽天イー・モバイル株式会社及び株式会社ラネット

6 novas WiMAX 契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	novas WiMAX 契約者が指定できる支払方法
個人	クレジットカード決済
法人	クレジットカード決済

7 基本使用料の料金種別の変更に係るプラン解除料の取扱い

(1) WiMAX 2+サービスに係るもの

区分			変更後					
			定額			ギガ放題		
			期間条件 なし	2年	3年	期間条件 なし	2年	3年
変更前	定額	期間条件なし	—	免除	免除	免除	免除	免除
		2年	—	—	免除	—	免除	免除
		3年	—	—	—	—	—	免除
	ギガ放題	期間条件なし	免除	免除	免除	—	免除	免除
		2年	—	免除	免除	—	—	免除
		3年	—	—	免除	—	—	—
【適用】								
「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。								

8 基本使用料の料金種別の変更に係る適用期間の取扱い

区分			変更後					
			定額			ギガ放題		
			期間条件 なし	2年	3年	期間条件 なし	2年	3年
変更前	定額	期間条件なし	—	—	—	継承	—	—
		2年	—	—	—	—	継承	—
		3年	—	—	—	—	—	継承
	ギガ放題	期間条件なし	継承	—	—	—	—	—
		2年	—	継承	—	—	—	—
		3年	—	—	継承	—	—	—
【適用】								
「継承」欄に該当する場合は、適用期間を引き継ぎます。								

※別記7及び別記8の表で使用する用語の意味は、それぞれ次のとおりとします。

- 「定額」 : novas WiMAX 2+ 定額プラン
- 「ギガ放題」 : novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン
- 「期間条件なし」 : 契約期間の条件設定がないもの
- 「2年」 : 契約期間が2年(24料金月)のもの
- 「3年」 : 契約期間が3年(36料金月)のもの

附則 (20161101)

(実施時期)

1 この約款は、平成28年11月1日から実施します。

(novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用)

2 当社が別に定める日までに申し込まれたWiMAX 2+サービスに係る通常料金契約のうち、当社が指定するWiMAX 2+機器(以下この附則において「対象機器」といいます。)の購入と同時に novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン(2年)を選択して締結された契約については、その提供開始日を含む料金月から基本使用料について、次表の料金額

を控除する取扱い（以下この附則において「novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)」といいます。）を行います。

なお解約日がいずれの日であっても解約日を含む月の割引額は満額とします。

	サービス開始月 (0ヶ月目)	1ヶ月目(サービス 開始月翌月)～2ヶ 月目	3ヶ月目～ 24ヶ月目	25ヶ月目以降
控除額(税抜)	全額	1,900円	500円	500円

3 novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用を受けている通常料金契約について、novas WiMAX 2+ ギガ放題以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更を行った日を含む料金月の前料金月又は契約の解除を行った日を含む料金月をもって novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用を終了します。

4 novas WiMAX 2+ ギガ放題 (2年) へ他の WiMAX 2+料金プランから変更した場合は変更した時期に関わらず novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の控除額は500円(税抜)となります。

(novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用)

5 当社が別に定める日までに申し込まれたWiMAX 2+サービスに係る通常料金契約のうち、当社が指定するWiMAX 2+機器（以下この附則において「対象機器」といいます。）の購入と同時に novas WiMAX 2+ 定額プラン (2年) を選択して締結された契約については、その提供開始日を含む料金月から基本使用料について、次表の料金額を控除する取扱い（以下この附則において「novas WiMAX キャンペーン割(定額)」といいます。）を行います。

なお解約日がいずれの日であっても解約日を含む月の割引額は満額とします。

	サービス開始月 (0ヶ月目)	1ヶ月目(サービス 開始月翌月)～2ヶ 月目	3ヶ月目～ 24ヶ月目	25ヶ月目以降
控除額(税抜)	全額	597円	597円	597円

6 novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用を受けている通常料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもって novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用を終了します。

7 novas WiMAX 2+ 定額 (2年) へ他の WiMAX 2+料金プランから変更した場合は変更した時期に関わらず novas WiMAX キャンペーン割(定額)の控除額は597円(税抜)となります。

附則 (20170701)

(実施時期)

1 この改正規定、平成29年7月1日から実施します。

(novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用)

2 novas WiMAX 2+ギガ放題プラン (3年) へ他の WiMAX 2+料金プランから変更した場合、そのプラン適用開始日を含む料金月から基本使用料について、次表の料金額を控除する取扱いを行います。

なお解約日がいずれの日であっても解約日を含む月の割引額は満額とします。

novas WiMAX 2+ギガ放題プラン (3年) キャンペーン割 割引額	割引額
500円	36料金月

3 novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用を受けている通常料金契約について、novas WiMAX 2+ ギガ放題プラン(3年)以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更を行った日を含む料金月の前料金月又は契約の解除を行った日を含む料金月をもって novas WiMAX キャンペーン割(ギガ放題)の適用を終了します。

(novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用)

4 novas WiMAX 2+ギガ放題プラン (3年) へ他の WiMAX 2+料金プランから変更した場合、そのプラン適用開始日を含む料金月から基本使用料について、次表の料金額を控除する取扱いを行います。

なお解約日がいずれの日であっても解約日を含む月の割引額は満額とします。

novas WiMAX 2+定額プラン (3年) キャンペーン割 割引額	割引額
597円	36料金月

5 novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用を受けている通常料金契約について、novas WiMAX 2+ 定額プラン(3年)以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもって novas WiMAX キャンペーン割(定額)の適用を終了します。